

年 月 日

〇〇マンション管理組合  
理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇

## 集合住宅施設における新型コロナウイルス対応に関する要望

日頃より〇〇マンションの管理運営にご高配賜り厚く感謝申し上げます。

早速ですが、マンション（集合住宅施設）として対応しなければならない新型コロナウイルスに対する下記の予防措置につきご協議の上、実施すべき対策についてご検討いただきますようお願い申し上げます。尚、感染者が出た場合は、他の居住者に通知しなければならないと思っておりますので、よろしくお願い致します。(④1)

### 記

#### 1. 集合住宅施設における住民主体による予防措置を実施する場合

- 日常の個人的な予防措置の重要性を指導・告知を徹底してください。
- 管理人、清掃員、住民協力者が病気にかかった際は、自宅療養を促しサポートをしてください。解熱剤を服用しない状態で少なくとも24時間発熱がなくなるまでは自宅に待機し、仕事や協力活動に復帰しないように注意してください。
- 清潔な手洗い場、石鹸、ペーパータオル、使い捨て手袋、手指消毒液への容易なアクセスを含め、良い衛生環境を持続するための十分な物資提供に配慮してください。
- 密接な接触やコップ、食物、飲物などの共有を最小限に抑えてください。
- ドアノブ、手摺り、カウンター、蛇口のハンドル、電話機、エレベーターボタンなど頻繁に触れる全ての表面や物を定期的に清掃し消毒してください。
- 集合住宅施設の住居者や管理スタッフに、新型コロナウイルスに関する正確な情報と、ご自身とご家族を感染から守るために実行できる対策を提供してください。
- 人種や民族または出身国に基づいた感染リスクを仮定しないでください。

#### 2. マンション管理の継続性確保

- スタッフのコミュニケーション体制を管理会社、ビルメンを含めて協議してください。（高齢者であることにご理解を）

- 現場運営が感染により欠員が生じてもサービスを維持するための体制を協議してください。
- 東京都は、ロックダウンした場合に感染者の自宅療養及び宿泊施設で生活するようにとっております。感染の兆候または症状を呈している居住者の自主的な申告や特定と保健所への連絡・自宅療養の連携について確認してください。
- 今、感染となれば保健所が来るが、自宅療養の報告がマンションに来るかわかりません。感染情報の把握と情報共有体制について事前に把握するの必要を感じます。

### 3. 個人予防措置の広報等による徹底策

- 外出される方々は、自宅やマンションにウイルスを持ち込まないように注意してください。マンション全体に感染が広がる恐れが高くなります。
- 石鹸と水で 20 秒以上手をよく洗ってください。石鹸と水が使用できない場合は、アルコール濃度 60%以上の消毒液を使用してください。
- 通常家庭用クリーニングスプレーまたは滅菌ウエットシートを使用して、頻繁に触れる物や表面を清掃し消毒してください。
- 咳やくしゃみはティッシュで覆い、ティッシュを捨て、すぐに手を洗ってください。ティッシュがない場合は、手ではなく袖で覆ってください。
- 外出で何かにふれた洋服は、そのまま洗濯するか、ゴミ袋に入れて処分しましょう。

### 4. 感染が認められた居住者をケアするための標準予防策（手引書の配布）

**注意** 自宅療養となった方々が仕事や買い物等で外出時に感染を広げる可能性がありますので、高齢者や有病者の方々を守る意味からも生活に対する配慮が必要となりますので対応について協議してください。

- 家族が呼吸器系の病気にかかったと思われた時は医療相談（#7119）を受けてください。（#7119）東京消防庁救急相談センター
- 風邪やインフルエンザの症状があると思われた居住者は室内に専用部屋を設け、家族は病人との密接な接触を制限してください。
- 病気の際は、ご本人は自宅から出ないようにして咳や発熱や症状に注意してください。
- 解熱剤等で症状がなくなった後、少なくとも 24 時間は自宅待機し再び症状が出た場合は医療相談をしてください。

- 生活に使用したゴミ等は、室内でビニール袋に入れてから室外に出していただくこととなります。それらを扱う場合は以下のことに注意してください。
- 血液、体液、呼吸器分泌物、または汚染されている可能性のある物の表面に手が触れることが予想される場合は、必ず手袋・マスク・防護服等着用の上安全を確保してサポートを行うこととなります。
- ケアをする相手が代わる度に手袋とガウンを交換し、手袋を外した後すぐに手を洗うか、アルコール手指消毒液を使用してください。
- 目に見えて手が汚れている、または呼吸器分泌物で汚染されている場合は、石鹸と水で手をよく洗ってください。
- マンションにおいて、病人専用のトイレを設置することは難しく、既存のトイレを使用することとなりますので、排水管の漏れがないよう注意しなければなりません。災害用トイレキットを用いて、別の容器に捨てるといった方法も難しいことだと思います。
- 居住者の方が新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断された場合、適切な感染対策が実施されていることを確認するために、保健所が対応します。

みなさん全員がウイルスに対する免疫がありません。誰もが感染する可能性のある病気です。マンションで感染者が特定された場合であっても誹謗中傷や差別をされないよう配慮をお願いいたします。

以上

これまで行ってきたボランティア活動について（参考）

#### 1. 集合住宅施設における住民主体による予防措置の実施状況

- 掲示板・エレベーター等に1月末より注意勧告や予防処置のお願いを繰り返し掲示してお知らせしています。→〇〇、〇〇
- スタッフには、口頭にて様々な注意を促しています。→〇〇、〇〇
- ペーパータオル・使い捨て手袋・手指消毒液も配備しました。→〇〇、消毒液ビルメン支給
- 共有部分（エレベーターボタン・玄関取手等につきましては、およそ4日間効果持続するバイオトロール社消毒液噴霧を継続してきました）→〇〇、〇〇

- ・玄関ホールに消毒液設置→〇〇、〇〇
- ・新しい情報につきましては、玄関、掲示板、エレベーター内等に随時情報更新の度に掲示を行ってきました。→〇〇、〇〇
- ・感染にかかわる差別についても掲示にてお知らせしています。→〇〇、〇〇

今後は、管理組合も率先してビルメン・管理会社との協議の上、協力して感染対策を行ってくださいますようお願い申し上げます。尚、感染者が確認された場合の対応についても、防災委員会においても結論を得ることができませんでした。厚生労働省、東京都、北区等にご相談され、どの様に対応するのか決めておかれることをお勧めいたします。感染者対応の防護服等感染防護に必要な備品購入につきましても、再度検討の必要があると感じております。例) タイベックス同等の防護服、シューズカバー、マスク（購入済み）、使い捨て手袋（購入済み）等。

新型コロナウイルス対応について、これまで防災委員会での協議、有志による調査、決断、購入や実行、設置、更新、撤去等について、今後、誰が行うのかをしっかりと協議され実践されますようお願い申し上げます。過去において、持ち回りで理事等をお引き受けいただいていることから、マンション管理や維持の実態をおおよその方々はご存知と思います。地震や水害同様に、今回の自然災害ともいえる未知のウイルスへの対応は、住民全員の問題でもあることを認識いただきご協力いただけるように広報等を継続して行っていただきたいと思っています。そのために、住民生活ファイルも購入作成してありますので、早急に利用されることを要望いたします。

- ④1. 他の居住者には外出を控えるなど自宅待機を促した上で状況によっては保健所の指示に基づき感染に関する対応を受けていただく場合もあります。

一方で、共同住宅のエントランス・エレベーターボタン・設置した椅子など、感染者が触れたと思われる個所（居室）や場所（ゴミ置き場）の消毒を行ってまいりましたが、今後は、管理組合が管理会社を通じて消毒するのか、管理組合・住民で行うのかご判断いただかなくてはならないと思います。

- ④2. マンション住民以外の不特定多数のマンション内立ち入りについて。

その他

総会についてどうするかお考えいただく必要を感じます。議案書を配布、区分所有法第45条書面による決議、全区分所有者が同意とか決議する内容について、全区分所有者が賛成しているといったようなハードルがあります。早急に決める必要を感じておりますが、理事会を延期されたと聞き及び心配を募らせております。

新型コロナウイルスによる全ての作業や事業を停止するにしても、法人組織として手続きがあると思いますが、どの様なものがあるかお知りにならなくても良いのでしょうか？